

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和40年4月にA株式会社に入社し、44年2月に系列会社のB株式会社C事業所を退職するまで継続して勤務していた。申立期間は研修期間中であり、実習先がD事業所からE事業所に変更となったが、勤務は続いており、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(同社E事業所(実務研修先は、同社D事業所。))から同社本社(実務研修先は、同社E事業所。)に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人及び複数の同僚は、「昭和40年4月5日にA株式会社E事業所又は同社D事業所で厚生年金保険被保険者資格を新規取得した職員は、全員がB株式会社C事業所への配属を前提に採用され、同事業所へ赴任するま

での間、A株式会社E事業所及びD事業所の両方で実務研修を受けた。」旨供述しているところ、A株式会社に係るオンライン記録において、同年4月5日に同社D事業所で被保険者資格を新規取得したことが確認できる同僚7人の同社D事業所及びE事業所における転勤時の加入記録を見ると、いずれも月の末日（同年5月31日及び同年8月31日）が資格喪失日及び異動先の資格取得日となっていることから、申立期間当時、同社では、月の末日を被保険者資格の得喪日とする取扱いが行われていたものと考えられ、申立人の同社E事業所から同社本社への異動日については、同年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和40年6月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年4月12日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、高校を卒業した昭和28年の4月から、A事業所に勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、同事業所の記念誌の歴代職員名簿及び申立人の勤務に関する具体的な供述から、申立人が昭和28年4月1日からA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記記念誌上、申立人と同様に、昭和28年4月1日から勤務していることが確認できる同僚一人は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同日から申立事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

さらに、前述の職員名簿上、昭和27年から29年の間に採用と記載されている13人の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同名簿に記載されて

いる勤務期間と厚生年金保険の加入期間はおおむね一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 29 年 4 月の社会保険事務所の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 29 年 4 月 12 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 28 年 4 月から 29 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年8月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、申立期間の保険料は、私が昭和46年6月から48年8月まで勤務していた事業所の事業主の妻に預けており、納付してくれていたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、元事業主の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、元事業主は、「私も妻も、申立人の国民年金に参与しておらず、申立人の国民年金保険料も受け取っていない。」と供述しており、申立てを確認できる供述は得られなかった。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付には直接関与していないとしており、加入手続や納付金額等についての具体的な記憶が無い。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）にA共済年金の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にB事業所に勤務し、C業務を担当していた。申立期間について、健康保険の記録があるにもかかわらず、A共済組合に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

健康保険被保険者原票の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に、B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成5年2月1日に政府管掌健康保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の後継事業所は、「当時の役員のうち所在が確認できる3人は、実務については分からないと思う。また、引継資料は、D及びE関係資料のみであるため不明である。」としており、申立期間に係る申立人のA共済組合の掛金の控除を確認できる関係資料及び供述は得られない。

また、申立期間に申立事業所において健康保険の加入記録がある12人について、公的年金制度の加入状況をみると、申立人と同様の業務内容であった1人を含む3人は、A共済組合に未加入の期間があり、同期間は国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、A共済組合の記録から、当該事業所でA共済組合の組合員であつ

たことが確認できる者7人に対し、申立人の勤務実態及び掛金控除の状況を照会したところ、6人から回答を得たが、このうち1人は、「当時、健康保険（政府管掌）と国民年金に加入している職員が複数おり、監督官庁の検査の都度、指摘を受けた。」旨供述しており、申立期間当時、当該事業所ではすべての職員をA共済組合に加入させていなかったことが推認できる。

加えて、当該事業所における健康保険被保険者原票によると、申立人の健康保険の被保険者記録は昭和55年4月1日から60年10月1日となっているところ、申立人は当該期間のうち57年3月30日から58年8月1日の期間、国民年金に任意加入しており、仮に申立人が、申立期間においてA共済組合に加入していたとすれば、申立人は、当該事業所に継続して勤務しながら、A共済組合と国民年金について、組合員又は被保険者資格の取得と喪失の手続を繰り返し行っていたこととなるが、前述のとおり監督官庁からの指摘を受けていたにもかかわらず、そのような手続を行うことは考え難い。

その上、国民年金被保険者台帳及びF市役所が発行した昭和55年度国民年金納付記録から、申立人に係る昭和55年4月分の国民年金保険料が還付されていることが確認できるところ、当該保険料の還付は、申立人が申立期間当時、同市役所で国民健康保険の資格喪失の手続を行った際に、国民年金の資格も併せて喪失処理された可能性を否定できず、同時期に、申立人がA共済組合に加入していたことをうかがわせる事情とまでは言い難い。

このほか、申立期間におけるA共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が、A共済組合の組合員として、申立期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月から 28 年 2 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 25 年 3 月に A 事業所に正職員として採用後、30 年 7 月 30 日に退職するまで継続して勤務したので、申立期間について、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚一人及び後継事業所の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該被保険者名簿によると、申立人は、昭和 28 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同被保険者名簿において、健康保険の整理番号に二つの欠番がみられるが、当該番号は、申立人に付番されたものでないことが確認できる。

また、前述の同僚は、「私は、昭和 23 年 4 月から A 事業所に勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録上、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日が 24 年 11 月 1 日となっている。ただし、試用期間があったか否かは分からない。」旨供述している上、申立人の申立期間における保険料控除に関する具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立事業所の後継事業所では、「現在在籍する職員の中に、申立

期間当時の状況を知る者がいない上、合併が繰り返された関係から、保存期限が経過した人事記録、給与台帳などの関係書類については廃棄された。」としており、申立人の勤務実態等を確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年4月1日まで
② 昭和26年10月から28年1月まで
③ 昭和28年2月から同年8月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、各申立期間は、A、B及びC事業所に勤務し、給与が支給されており、厚生年金保険に加入していたはずなので、各申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所を管轄していた事業所の後継事業所であるD事業所から提出のあった資料によると、A事業所の従業員は、昭和24年4月1日から厚生年金保険法の適用を受けることとなり、加入の手続がとられたとされていることから、申立期間①は、同法が適用される以前の期間となる。

また、D事業所によれば、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて「昭和24年4月1日以前のA事業所の従業員は、厚生年金保険法の適用はされていない。厚生年金保険の加入状況を確認できる関係資料も無い。」と回答している。

申立期間②及び③については、申立人の夫が保管していた昭和26年5月28日付けの通知によると、同年7月1日以降は、使用者が直接雇用すること

になり、雇用形態が使用者による直接雇用に変更された者に対しては、健康保険及び厚生年金保険等の適用はしないこと等の記載があるところ、これらの記載は、申立人が同年7月1日にE事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時期と合致している。

また、申立人から提出のあった、雇用主と見られる者によるF事業所あての書面（昭和28年6月24日付け）から、申立人は申立期間③当時、期間は特定できないものの、C事業所で勤務していたことは推認できるが、その書面の記載から判断すると、申立人はC事業所において使用者から直接雇用されていたと推認でき、上記通知からも当該期間には、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

さらに、B事業所及びC事業所を管轄していた事業所の後継事業所に照会したところ、当時の関係資料が無く確認できない旨回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いを確認できる供述は得られなかった。

その上、申立人が各申立期間当時の勤務実態を知っているとして名前を挙げた申立人の夫と姉は、いずれも申立人と同様の事業所で勤務していたとしているが、各申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、各申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無く、このほかに各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から45年3月まで
② 昭和45年11月から46年3月まで
③ 昭和46年11月から47年3月まで
④ 昭和47年11月から48年3月まで
⑤ 昭和48年11月から49年3月まで
⑥ 昭和49年11月から50年3月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は昭和44年から50年までの期間、季節労働者としてA株式会社に毎年11月から翌年3月まで勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずである。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった労働者名簿及び雇用保険の記録から、期間の特定はできないものの、申立人はA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、同事業所では、「厚生年金保険の加入手続等は、現場ごとに行うほか、申立人を含め季節労働者は、失業保険のみ加入し、厚生年金保険には加入させていなかった。当時の季節労働者は、失業保険の受給も一つの目的で、保険料の高額な厚生年金保険には加入していなかった。」旨回答している上、申立期間当時、現場監督をしていた同僚の一人も「季節労働者は、ほとんどが厚生年金保険には加入していなかったはず。」

と供述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、事業所が保管している労働者名簿において、「社会保険は入らない。Ⓞのみ。」との記載があり、厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1090 (事案 5 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 39 年 7 月まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間について同一事業所に勤務しており、何らかの理由で厚生年金保険の加入記録が漏れたとしか考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)の記録から、申立人は、申立期間前後の期間について、A組合における厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、同組合の担当者は、「申立人が勤務していたとするB事業所のような事業所については、当組合が社会保険等の手続を代行していたと考えられる。」旨証言していること、ii) B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとの記録は確認できないため、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたとすれば、適用事業所であるA組合においてであったと考えられること、iii) A組合が保管する厚生年金保険被保険者に関する帳簿には、申立人の資格取得年月日は昭和 39 年 8 月 1 日と記載されているため、当該資格取得年月日の直前の期間については、申立人は、厚生年金保険に未加入であったことが推認されること、iv) 申立人の雇用主であったとするB事業所の事業主についても、申立人と同様の資格取得年月日(同年 8 月 1 日)が当該帳簿に記載されており、オンラインの記録においても、申立期間については、厚生年金保険に未加入であったことが確認できること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 19 年 12 月 26 日付けで年金

記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議に納得ができなとし、保険料控除を示す新たな資料として、申立期間当時に撮影された写真6枚及び母子手帳の写しを提出し、再度申立てを行っているが、当該資料から申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月17日から45年4月12日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、当時の給与額と標準報酬月額が相違していることが分かった。
申立期間当時の給与月額は15万円から16万円くらいであったと記憶しており、標準報酬月額に係る国(厚生労働省)の記録が5万6,000円とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、資格取得時の昭和44年11月17日に、5万6,000円と記載されており、この標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同時期(昭和44年4月から45年3月)に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、オンライン記録が確認できる43人(女性を除く。)についてみると、申立人と同様に6か月以下の加入期間となっている31人の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額かそれ以下であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人が記憶している二人の同僚も給与明細書等の資料を持っておらず、申立てを裏付ける証言は得られなかった。

加えて、申立事業所は、「申立人に係る人事記録、賃金台帳等の関係書類を保存していないため、申立期間当時、どのような報酬月額に基づいて標準報酬月額を算定したのか不明である。」と回答しており、申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。